

津輕 信政と吉川神道

水 館 表 三

一

津輕藩中興の英主と稱される信政の六十五年の生涯に大きな影響を与えた人物として、次の三氏があげられる。

第一に、叔父十郎左衛門信英、第二に山鹿素行、第三に、吉川惟足父子である。僻遠の津輕、四万七千石の大名であり、中央に於ても他に影響の少ない地位故、同じ吉川神道の道統の免許された保材正之の場合は將軍參忠の三男にして幕政の担当者であるのに比すれば、信政は注目されずに來てゐるが、素行の高弟として、又吉川神道の唯受一人者として勉勵した氏は驚くべきものがある。今信政の信仰面即ち吉川神道との關係を調べてみよう。

二

僅か十一文一明暦二年一で襲封した信政には幕命により、叔父信英が後見となつた。従つて当初江戸にいたし、藩政は前代からの踏襲と、信英の指示で行われたと考へられる。

信英は三代信義の弟で、幕府の御書院番をしており、素行の門人であつた。信英の詳細な伝記はないが、

十郎左衛門様御事、何れ御器量の御人品にて人も思付申御事にや、殊に儒道に被為勝由に承候。右に付御遺命有て、黒石御居館之内へ、儒道を以御葬礼、御忌日には靈前に於て、大學説誦と云ふ。(傳説、^坪對内事、^註實祀苑)

や、十五才の信政を素行の門に入れた事などからして、信政に対する儒学的影響が強かつたことは

又のがせない。寛文元年（一六六〇）信政十六才にして入部早々、家訓を出し、藩庁日記（註）を始のさせた事などは聰明といわれ、幼少から帝王學的教育を受けていたとはいえ、信英、素行の影響なくしては考えられない。

翌二年、後見信英卒し、一人立ちとなつた信政は以後益々熱心に素行の教を受け、儒學にうらうちされた諸政策は、ようやく安定して来た社会の進展と相俟つて、着々実績を挙げ行つたようである。（此の真に用しては、本号及び次号の信政の各方面の事績で理解して戴きたい。）

素行と信政との關係は、故森林助氏の「山鹿素行と津軽信政」に詳しく述べられてるので私は、後の信政の信仰に影響を与えたと思われる素行の團體に用する次の真だけを述べることにする。

中朝事実 序

恒に蕙海の無窮を觀る者は其の大を知らず。中華文明の土（日本）に生れながら、未だ其の美を知らず、専ら外朝の經典の只を嗜み、嚶々として其人物を慕ふとは、何ぞ其れ放心なる、

何ぞ其れ衷心なる。抑々好奇分將た尚異か、中國（日本）の氷土や嵐邦に卓爾し、而も人物は天賦に精秀なり、故に神明の洋々、聖治の繚々煥乎たる文物赫乎たる武德以て天籟に比す可きなり。

又、配所殘筆に於ても、日本中國説を述べているし、更に素行の擁護者であつた赤穂藩主淺野長治も吉川神道の一事重位の免許を得ている事などからして、信政が後に神道に急速に入つていつたのも素行の影響のあらわれであると思ふ。ともあれ二十有五年素行の弟子として儒學を學んだ若き城主信政の胸に、修身齊家、治國平天下の理想の火が、師の素行によつてともされた事は疑いない。

三

寛文十一年（一六七一）信政二十六才にて吉川惟足（從時）の門に入り、神道、国学を學んだがその後約十五年間は一志遠ざかつたらしい。（神君傳修（益）4）

一事重位許証文（傍卓筆者、以下同）

奥州津輕城主越中守從五位下藤原信政雅丈者。
性聰敏而好學。自弱歷修軍術。且鬻群芸。以不
空光陰。志勇敢而所勤無以不果焉。往年謁于屢
聽神明之教化。然而意味不終心而寤焉。其中絶
也。漸二十年。于學俄然起志。催再會（人略）。

（修學、その他）

これからのして、神道、国学、和歌も他の諸芸と
おなじく、一教養の域を出なかつたのではないか
と思われるが、若き信政の好學にして、勉學に励
み及、あら申る方面に於て、実践窮行している姿
が秀鬢として浮んでくる。

以後神道を學ばなかつたわけでないにしても、
少くとも四十支（素行の死んだ時）までの約十五
年間は権足の直接の指導は受けなかつたと思われ
る。再び権足の教えを受けたのは前述の一事重位
の許証文からすると四十五支前後となるが、吉川
神道の伝授目録（津輕家文書、文部省史料館）によれば、最も
早い時期のものは、貞享四年（一六八七）五月、
信政四十二支の時の「護身神位」、九月の「弓矢
起伝」であり、二十六支の時から約十五年後、恩

師素行の死に遇い、齡四十を過ぎた信政は急速に
神道に打ちこんで行つたのである。

元禄六年（一六九三）信政四十八才にて「一事
重位」の許しを得、翌七年権足（從時）が死ぬと、
子源十郎從長（二代権足）に學び、元禄八年（一
六九五）信政五十支にして高照神靈の靈社号を受
けてゐる。此の靈社号に關しては、宮地直一博士
の「会津に進出せる神道思想」（史學雜誌昭和
十四年一月号）
にくわしく述べられてゐるが、保科正之が、生前
神靈号を受けたのは「唯受一人の極秘に達した場
合には生前でも之を授け得られた……神はこれ我
我はこれ神たる所以を悟つてよく人の道を盡し……」
……」によつてであるとしている。信政は二事重
位免許以前に受けている。此の奥、いふに將來に
於て唯受一人の許しが予想されてゐる。元禄十二
年（一六九九）信政五十四支にて中臣板、神代卷
返講竟宴を畢え、翌十三年「二事重位」を免許、
元禄十七年（宝永元年、一七〇四）信政五十九支
にて「三事重位」を、續いて「四重神籙唯受一人
道統極秘伝」を許されてゐる。

此の唯受一人の道統はどの名の如く、吉田神道
 一吉川神道に於ては至嚴の重位なる事は次の

秘伝の伝授の階級規準

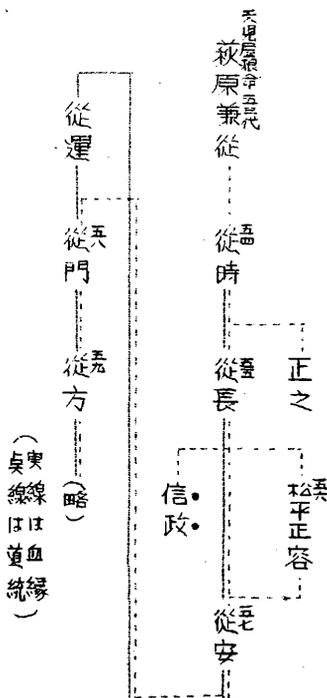
凡重位者一重伝、二重伝、三重伝、四重與秘是
 也。其授之次第者、一事至二事、二事至三事、
 三事至四重。夫等良成而後、精進有也、正行、
 尊徳、居遜者而授之重位一事、修徳行実、自感
 鬼神者授之重位二事、徳合天地道涉古今全其敬
 者、授四重與秘之君子也、徳重之者、授重位三
 事。雖然、四重者唯受一人之位而、道統家之外
 伝之者古来稀也。故以三事為秘位者也。受之後、
 神道之学成矣。

又、「唯一神道明法要集」にも「無上靈宝是也……
 ……」がある事によつてもわかる。諸侯でも、紀伊
 賴宣（一説には二事重位）、保科正之、松平正容
 （正之の孫）、信政にすぎず、吉川家に於ても次
 の史料の様に尊崇している。

「日本之大道萩原（ト部）兼從卿より元祖惟足
 及皆伝授神道因等地下に亘りて以来大名諸家之
 家臣等修等之人尺雖有数千人其学徳不至大方者

二事重位に限るなり。今拜皆伝授族殆稀也、唯
 紀伊南竜院習、会津肥後守正容、津輕越中守三
 君外無他矣。是則拙家末世之至孫……（中略）……
 鎮守神廟宮之社殿右脇之方に皆伝授之三神靈奉
 勧請之旧証也夢々右両家不可疎遠……（柳学）

……惟足師より嫡男從長御口伝從長師より遺言
 状を以御伝來之儀に依而右等の厚き御結縁不洩
 所より吉川道儀脇之鎮守神廟宮之拜殿右之方江
 高照神社様奉勧請之毎月十八日御神事御修行方
 吉川柳代々無怠絶被相勸候由御座候。（高柳學）
 先人の研究を總合して道統図を依れば次の様にな
 る。



右のように、信政が後半生を神道にかけた原因は吉川神道の幕府、大名・武家への接近策は關係があると思われることもないが、吉川神道のもの新しさ（後述）と信政自身、藩政に於て、儒仏で満足しきれないで、更に深い境地を吉川神道に求めたことは「修学次第」の向答（視吾堂先生行状記と重なる）の所々にうかがわれる。即ち

一、五七日後本被為招候て信政主の曰、先夜之教授更に以て一々吾が存念に能く符合の至極に候、元來在所津輕は夷狄の郡國にして遠鄙之國なり、然るに儒教、仏教者の私、薄のみに移りては、秀才に至るべきなれども、第一日本の王法吾來國神神之教化に預からずして必ず以て人道の所要たる篤実貞操の清誠を失ひ……（略）とあり、これは保科正之の場合に類似している。

「正之は好学の質を具し、時代の風習のまにまに幼年の頃より儒学の門に入ったが、中年それに満足しないで老狂、仏教の説に聽くに至り、更にそれを出でて初めて朱子学に心眼を開き、後に併せて神道を学び、遂に神儒にかけて第一

人として立つて、矛盾するところなく、之を信奉し得られた……（略）……。察するに正之の求めんとしたのは、政治と道徳とを一体とする実用の学であり、世道人心の指針たるべき道であつたが、その学たり道たるは、天人合一の原理に基づく深遠なる主理的根柢に立つものでなければならぬ……。（前掲「会津に遺出せる」神道思想」二二頁）

当時は既に林羅山出て、儒教神道を喝え居り、惟足が吉川神道に儒学をプラスして神道と武家政治の一体の合理性を強調し、「理学の神道」と呼んで所作中心の社人の神道から脱して、実践的、政治的、現実的な新しさ、言いかうれば、中世から近世へ進歩をなして居り、幕府に認められ、神道方にとり立てられ、各大名（水戸頼房、尾張義直、紀伊頼宣（南竜院公）、保科正之、堀田正俊、浅野長治等）、諸士向に広まつていった。これは又、対中国、朝鮮、琉球との外交問題が深く自國の歴史への反省を促し、古学、国学、神道探求を盛んにした時代の潮流にもよる。

で北にしても、信政が四重御祓唯受一人の許しを得た事は決して大名に対する月並的なものではない。今、福井久齋博士著の「諸大名の孝術と文芸の研究」(昭和十年)によると信政の吉川神道の免許目録(津輕家)は次の通りであり、「神代巻惟足講説に「凡神代巻ニ有四五々条之祓伝」とあるのをこえてゐる。今年次順に挙げると、

貞享四年―護身神位。弓矢起伝。

元禄元年―参詣の次第。奉幣之次第。千種之伝。

祓。身曾賈。生死落着。心性之伝祓。

三年―八雲之神詠四妙大事。三神三聖伝祓。

神道翁之大事。虚空彦口授。鬼神之

伝祓。

四年―中臣祓三箇大事。中臣祓五箇八箇之

大事。土金之伝祓。性圓伝。最要中

臣祓。

五年―五伝之祓決。性孝一幸伝祓。

六年―一幸重位許可。

七年―遷宮次第。奉幣次第。引目相伝。

九年―天上一口訣。福荷祓伝。

十一年―十干十二時伝祓。勝軍祓并周声之伝

祓。神靈威亦伝祓。

十二年―御読之講重位許証。転性伝祓。十種

最奥口決護身神宝。

十三年―五大伝神妙経。二事重位許証。道覆

祭伝祓。菅貫祓伝祓。解除祓。布留

之詞并名義口決。三種大祓。

十五年―同前依伝。伝祓次第。

十六年―神代人代相別口決。龍雷伝祓。地鏡

次第。右旋左旋口決。葬祭次第。三

事極祓八雲伝祓。三事伝八雲重位極

祓大事。

(宝永元年)十七年―八雲重祓與祓大事。三事重位極祓伝。

神孝道統附屬之証明。五音之口訣。

中臣三箇等之大事。熱田大神宮祓決。

心性伝祓。

宝永二年―古今集三木三鳥等切紙。御靈号。雄

占登矣。

三年―龜卜伝。

五年―龜卜伝唯一子大事。

今 七年十神離警境之大事。三天之口授。

許証の年月日と年譜とを対照してみると、少しく異同があるが参観交替で在府の時にして、公務の暇な折りは、ひたすら神道修学にとめた事が知られ、师源十郎従長の高照聖社縁起(の従長直筆として高照)に神社に現存)に

「……壮年より後我日本国の神学に入おはし七
父視吾堂にまゐる給ひ道理のいと口をきゝては
なほだ感信の心を興してたふと又学び給ひ僕に
および益々道を仰せおわしぬ年月に道德にすゝ
又おわし茲に一幸二幸三幸の重位より神離警境
唯受一人の道統の伝を極め給ふや智のあきらか
なる事古来すれなる明達の人にこそおわし待れ
とあるのも決して単なる讚辞では方かろう。」

四

生前、春日四神(天兒屋根命、武甕槌神、伊弉比主神、比売大神)を祀る小祠のあつた岩木山麓に未来の自分の鎮座する場所を定め、师に向い、確信を得ている。

一、或夜被為招種々道之御物語の序而在所之鎮守岩木山の麓に跡……(中略)……廟社を取立度内存にて候其故は子孫代々不絶して吾神道國学を修学成さしめ且家中の重役は勿論中家士ケリ下々に至まで吾國王道神学之道理相学び不怠して永世修勤候様に致置度心願也如何。答曰、……爾代不易之思召神法贖御在所名山の麓に一廟社御建立……申上候処信政主殊の外満悦有て……。

(修学次第)

宝永五年(一七〇八)信政六十三才、いずれ春日社を城下に勧請する予定で、現在の弘前市春日町に社地を設けたが、神社建設に至らずして二年後に亡くなつてゐるが、従来、神明宮(伊勢堂)を中心に左に鎮守八幡宮あり、今此處に春日神社を右に設け三社を構成しようとしてゐる。

春日神社と吉川神道の關係は惟足の师叔原兼從(中臣ト部氏)は藤原氏であり、天孫降臨の際の協力者、天兒屋根命の子孫であることは申すまでもなく、唯一神道の道統者として、天兒屋根命五十三代的伝神祇道唯受一人(以下従時五十四代、

從長五十五代)を用いている。春日神社と津輕氏との關係は、津輕氏は藤原氏の出であるとして、常に強調して来た事は爲信以降、藩主は藤原を名乗っている。例証は沢山あるが一例を挙げるならば、

太平山長勝禪寺山門上梁文(寛永六年)

陸奥刈津輕 大守藤原朝臣 鎌足公三十五代直

孫越中守信枝公追崇前……。(長勝寺山門棟札 長勝寺藏)

がある。

從つて信政は、神代に於て、中臣氏一祖先が神道によつて天業翼賛したことは、同時に子孫としての自分の理想に一致するものであり、又前述の修学次第、高岡御宮之一齋によつてわかる通り、神明宮(天照大神)の右に鎮座を又とめられた点からして、吉川神道の特色たる神人合一の境地に達した事は自他共に認めたと云つてよい。

信政は、儒者から神道へと打ち込んだのも、その理想を修身齊家、治國平天下においたといふことは前にも述べたのであるが、貞享規範録にも信政公、治國の規範、其根元を考ふるに、城内

の住居城下の町割、年中の礼式、役儀の次第、並に依法の類ハ悉く公儀に準式せる也。武官、軍術の式法ハ、山鹿氏の兵法を用ひたり。内宮の義礼、外士の容儀、諸礼、式共ニ、小笠原氏の礼式を用ひたるなり。政事の扱ひハ、儒と、神道の両道に依れり。是信政公、治國の規範の依る処なり。

とありて、儒教、神道に基く政治を行つたが、社寺の建立修復等も甚だ多く、現在、社寺の整備されてゐる所は信政に買うところが多い。それらの精華により、民衆の教化を進め、更に統一來の藩内の確執の融合政策の一助としていたとも思われる。他藩で行つたような、仏教圧迫などは与られず、特に神道を重んじた水戸藩の例(寛文六年、一六六六)、陽明学の信奉者池田光政一熊沢蕃山の岡山藩の例(寛文六年)、前述の保科正之の会津藩(寛文六年)前二者にくらべると緩い)の例(寺堂諱誠晉 日本仏教史)に比べると、神道の奥祀厄許の信政の政策は寛大である。勿論、領内の各宗寺院は、藩の政策一幕藩体制に反抗するよ

うな状態でもなく、断崖すべきものもなかつたと
思う。又封建体制下にがのしりと組入られられて
その支持に協力させられていた寺院制度は信政の
神道信仰を以てしても簡単に整理するわけにはゆ
かなかつたと思ふ。これは、信政死後の藩内の神
道に対する状態をみてもわかる。前記の庵仏傾向
を持つた諸藩は、その土地の統一者でなく、後に
封せられた家柄ばかりであり、津軽生えぬぎの津
軽家と土地の寺社との結びつきとは同時に考えら
れないものもある。ともあれ、信政は巾の広い
政策をとつたようである。

信政の死後に因して少しだけ述べれば、宝永七
年（一七〇一）十月十八日弘前城に於て逝去。

御祈禱良業の御向に不被為入、四ツ時に永く御
隠れ、御逝去とゞ、誠以奉絶言語といふべし。

（奥田居士
物語）

藩中での逝去をいたむこと想像に余りある。十一
月廿一日、江戸から軍師吉川源十郎従長の名代北
川正種到着、十二月五日葬祭が行われたが、絵巻
物として残されている程盛大であり、従長が後に

書いた靈社縁起からその状況を引用してみると次
のようである。

かゝかへて在也より葬前を当国岩木山の麓に定
置たまへば北川武左衛門正種やつかれに代りて
津軽へくどり日本の法式にて高岡に葬たてまつ
り万事古礼法のまゝに執行ひ侍るすなはち其所
を高岡となつて社頭を經營天羽車を鎮めたてま
つりて御遷宮行はれ侍る全津土津神社に次ぐ日
本の法式を起し後世の鏡に備へ給ふなん……。
翌正徳元年五月に起工して、十月廟社が完成して
いる。此の社殿は前に建てた会津土津神社へ正之
靈社を手本としているが、当地方最大の規模に
して形式の整つた準権現造式のもので、土津神社
が明治維新の兵火でその当初のものを失つてい
る現在では、江戸中期の社殿建築の代表的なものと
して近年重要文化財に指定されたのは当然である
う。

以後、祭司は藩士の中からえらばれ、物頭格以
上、二百石級のものとなり、社祿も三百石で、寺
院の勢力が強くと、岩木山三所大権現別当の百沢寺

四百石、神庭領十石、総領守八幡太神宮別当最勝院註

院三百石、社司領三十石、神明宮三十石、和徳稲

荷十五石に比すれば如何に重視したか分かるであらう。

以後、藩主、藩士の崇敬は篤かつたが、信政の神道的遺産はあまり多く受けつがれた様に見えない。藩主としても、六代信着が遺言で長勝寺へ埋葬せられたりしているし(津島家記)、十代信頼が神道家吉川富之丞へ入門した(藩庁日記天保六年六月)程度を収るにすぎず、会津藩に比べると向題にならない。これは、信政の信仰面よりも、新田の廟発、岩木川の治水、殖産興業の現実的業績の偉大さから、善政の中興の英主として仰ぐあまりに、その根本精神の神道的面が理解されなかつたことにもよるのであらう。

以上、信政と吉川神道の関係を述べたが、神道に關する知識の不足な故、未見の書、史料、他藩の例等は執筆中に於いてその所在を知り得た次第で、今後死修を重ねて充実してゆきたいと思ふ。

1. 奥富士物語

明和二年(一七六五)藤原通磨の編輯、補記による信政の事績を詳記したものである。

2. 工藤家記(封内事與祀祀)

寛政十二年(一八〇〇)工藤源石衛門行一編、藩祖爲信から九代寧親までの記録。

3. 津輕藩庁日記

寛文元年から廃藩に至るまでの、津輕・江戸合せて、四三四大冊にわたる日記。本誌創刊号に千葉良一氏が紹介している。

4. 高照神君御修学次第

吉川神道の第五十八代唯尊一人者吉川從門の門下の有藤鉦右衛門の著、慶応三年、中村行彦の筆写のものが弘前図書館蔵にある。その跋文に

此の一冊は僕師家吉川從門先生に隨口くし

之五ヶ年之内勸学之頭、尊師に請願ひ師家二代目從長先師自筆之家記録之内を以て之を政五年并生月日謹而密に校書之書、差奉土藩中仕官之面々大臣小臣共誰人か理学神道修学せよんば有るべからず、添くも……とある。

此の書だけみると、惟足と信政の向答に在つてゐるが、視吾堂先生行状記の惟足が紀伊頼宣に答えたものと全く重なる部分がある。(註5の前の部分がそれ) がしかし、高照神社創設向答等は独自なものである。

5. 吉川神道の封建政治の積極的肯定は各所に及びられて枚挙に遑ないが、その二三を挙げると、修学次第Ⅱ視吾堂先生行状記に——理学の所依は武芸に候。向て曰く、上代神学を以て世を治めり候、要目は何れの理にや。答て曰く、武義を本として仁恵を施す、是則天璣矛能徳を以て道の体とし世を治むるの本とし候、此れを以て治る時は武備上を盛にし仁恵民に布、平らけく、安らけく、……將軍家の政、武國の矩に叶ひ天照大神の掟に中□候、天

下將軍家の掌櫃に落ると、自然の理あり候。神籬磐境之大事に

「斯ハ君臣御合体の御契約ヲ述玉ヘリ、……始メテ人倫ノ道ハ君臣ノ道ヲ最上ト立玉フ所……」

「元禄十七年三月廿六日松平左兵衛督江令相伝畢、同年四月九日津輕越中守殿江令相伝畢」と奥書ある中臣五箇大寺の文中に

……君道ハ瓊々杵ヘ御相伝ナサレ臣下ノ道ハ児屋太玉ヘ仰渡サレ君臣合体ノ道理ヲ本トシテ君臣ノ御誓此題号ニ述ラレシ、此道理ハ一人ヘ御相伝申事ナレハタマクセマ事ソ、然レ共一人ハ天下ヲ治メ玉ヒマ大名ハ國ヲ治メ一城一村ハ主ニ至ルマテモ此中臣ノ心ヲ以テ治ムル日本の相伝ナレバ……今一人ハ公方様ソ、一人不徳ナレバ……(千葉宗著吉川神道の研究参照)

6. 高岡御宮之一貫

文化十四年(一八一七)唯一神道直葉、青藤八郎左衛門藤原規房編纂、天保四年(一八三三)高照神社奉納、(高照神社叢)

7 遠祖は依藤太勢細の後とか、平泉藤原の後とか、藤原秀行、秀光のあととも云々ではつきりしない。又藤祖爲信の祖父政信は近衛尚廣の庶子といわれて居るゆゑ藤原實朝はなほ藤原厚規範録

文化三年（一八〇六）春岡繁宮書津整信政の言行録
以弘前図書館蔵

